

序

新田敏先生は平成一一年三月に定年退職されて、慶應義塾大学名誉教授となられた。本号は、先生のご退職を記念して刊行されたものである。

新田先生は昭和三七年四月に助手として法学部に残って以来、三七年の長きにわたって研究・教育に携わってこられた。その間、御専門の民法の分野において、後進の指導・育成に尽力されたばかりでなく、慶應義塾志木高等学校長や法学部人事委員長を務めるなど、学部や義塾の行政面でも多大の貢献をされた。また、学界では、日本マંション学会の理事を務めるなどして、学会活動にも尽されてきた。

先生の研究分野は、不動産の附合を中心とする「権利客体論」、妨害排除を中心とする「権利効果論」、共有物の分割を中心とする「共有論」が主要なものであるが、特に、丹念なドイツ法研究に基づく不動産附合の法解釈論を樹立されたことで知られる。

私は、新田先生とは年齢が三つほどしか離れていないせいか、若い頃から同僚のような気持ちでお付き合いさせて頂いた。大学における研究・教育のことなど、時には酒席でいろいろ論じ合ったこともある。そういう時、

先生はいつも笑顔を絶やさずに冷静・着実に状況を分析して、的確な見解を述べて下さった。特に、学生たちに対する細やかで温かい気配りの様子には、共感を誘われることがしばしばあった。また、かつて大学紛争がキャンパス内に吹き荒れていた時、新田先生は、大学や学部のため、誰もが敬遠する厄介な仕事を率先して引き受けて、いろいろな苦勞されていたという記憶がある。日常の行動において、自分の利益よりもその属する集団のことを慮ろうとする気持ち、先生には人一倍強かったように思う。

我々を先導して呉れる、温和で誰からも頼りにされた良き先輩が、定められた約束の年限とはいえ、学部から去ることは誠に淋しい限りであるが、次の新しい環境の中でお元気に研究・教育を継続されることを切にお祈りする次第である。

一九九九年一二月

法学部長 栗林忠男